

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「昇任又は降任させ、若しくは転任させた場合」を「昇任若しくは降任し、又は任命換えした場合」に改め、同条第2号中「職員を任命、任命換、配置換」を「職員を配置換し、」に改める。

別記様式別記記載要領第1第4号中「転任」を「任命換え」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)